

特定非営利活動法人町田ヒューマンネットワーク 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法に基づき次の通り行動計画を策定する。

1、計画期間 令和5年3月15日から令和9年3月14日

2、目標と計画内容

目標①：雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など関連諸制度について周知を図る。

目標を達成するための方策と実施時期

○令和5年3月～

- ・諸制度についての情報の周知徹底（なお、育児・介護休業法の改正及びこれに基づく法人規定の改正があったときは、随時周知を行う。）
- ・育児休業に関する申出や、質問等が社員からあった場合には、都度、期間や給付、保険料等に関して、制度内容の理解ができるように、個別に説明をする。

目標②：育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限について周知を図る。また、子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備を行い、計画期間内に、育児短時間勤務を取得できる子の年齢上限を、現行の「3歳に満たない子を養育する労働者」を引き上げる。

目標を達成するための方策と実施時期

○令和5年3月～

- ・小学校3年生の年度末までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の導入

目標③：子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、職場復帰前に実際に両立させている社員との交流の機会を設ける。

目標を達成するための方策と実施時期

○令和5年3月～

- ・育児休業中の社員が職場復帰前に、先輩社員との懇談会を設け、職場復帰後における具体的なアドバイスを受けられる体制を作る。